

第2節 生涯学習社会の振興

現状と課題

- 1 生涯学習とは、学校教育や家庭教育、社会教育、スポーツ、レクリエーションなど、人々が生涯に行うあらゆる学習を指します。「人生100年時代」を見据え、誰もが、いつでも、学習することができる「生涯学習社会」の実現がますます求められています。
- 2 多様化する学習ニーズに応じた学習を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティアなどとの協働により、事業展開を図る必要があります。
- 3 新しい時代に対応した地域社会の構築のためには、学習した成果を地域活動に生かし、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会」づくりを推進することが求められています。そのためには、学習成果を地域社会に還元する機会を提供するほか、生涯学習を、受動的な学習活動だけでなく、市民が主体となった自主的な学習活動へと広げていく必要があります。

基本方針

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。

施策の内容

1 生涯学習の推進

① 生涯学習の機会や場の充実

多様な学習ニーズに対応するため、行政のみならず、民間教育機関や企業などと連携・協力し、より広く深い学習機会の提供と充実を図ります。また、ICTを活用した在宅学習機会の提供など、誰もが、いつでも生涯学習を行える環境づくりに努めます。

② 市民の自主的な学習活動の支援

市民が生涯学習の主体となり、自主的に学習活動が行えるよう人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐリーダー的役割を果たすことのできる市民の育成とその活用を推進し、市民が学習や経験で得た成果を生かし、地域社会へ還元できる環境づくりを図ります。また、専門的知識を持った職員の適正に配置し、市民からの学習に関する相談に応じる体制を整備することで、市民の自主的な学習を支援します。

第5節 社会教育の推進

現状と課題

- 1 市民が、生涯を通じて、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、学習機会・活動機会の提供や施設の適正な維持管理などが求められています。
- 2 五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受賞した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館で展示していますが、郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が求められています。
- 3 スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興施策を体系的に推進しています。生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが、各種プログラムを展開しています。
スポーツは、心身の健康増進や人と人との交流を促すなど、健康で活力に満ちた社会の実現に大きな役割を果たすとされています。市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

施策の内容

1 社会教育の推進

① 文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実

生涯を通じた文化、スポーツ、レクリエーション活動を促進するため、その拠点施設である社会教育施設（公民館、文化ホール、図書館、郷土館、スポーツ施設等）について、誰もが安心して学習やスポーツに取り組

むことができるよう、環境の整備、設備の充実を図ります。

② 社会教育事業の充実

社会変化やニーズに合わせた講座の企画、ICTの活用による在宅学習機会提供などを通して市民の参加を促進します。また、あきる野市が誇る文化や自然を活かした独自の学習活動を展開します。

③ 学習情報の提供

社会教育活動を実施する際に必要となる学習情報について、図書館の機能向上を図り、文字・音声・映像など各種資料や地域の課題解決に向けた情報の収集と情報提供の充実に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します。

2 芸術文化活動の推進

① 芸術文化事業の充実

音楽鑑賞や発表会の開催、創作活動など芸術文化の学習機会の提供を通して、市民が芸術文化に触れ、参加する機会の創出を図ります。

3 文化財の保護・活用の推進

① 文化財の保護と活用

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財の収集、適正な保存管理及び調査研究を進めるとともに、常設展示、企画などにより、郷土学習の支援などの文化財の活用を推進します。また、指定文化財の公開促進、市民解説員と連携した事業の実施等により、市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解を図ります。

② 伝統芸能保存活動の支援

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会や農村歌舞伎等の保存団体に対し、指導・助言を行うとともに、夏まつりでの公開、必要に応じた道具類の提供など、保存・伝承活動を支援します。

4 スポーツの推進

① ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

誰もがスポーツを楽しむことができるよう、NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携して、多様な世代に向けた情報発信や多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

② 地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

スポーツ推進委員、NPO法人あきる野市スポーツ協会所属の指導者、ボランティアの育成・支援と連携、総合型スポーツクラブの活動支援と連携などに取り組み、地域団体との連携によるスポーツの振興を図ります。

③ 市の特性を活かしたスポーツの推進

市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽に継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を活かしたウォーキングなど、市の特性を活かしたスポーツ活動を推進します。